輪之内町文化芸術及びスポーツ振興激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、輪之内町における文化芸術及びスポーツ活動等の活性化と振興を図るため、文化芸術部門発表会や各種スポーツ競技の全国大会等に出場する個人又は団体(以下「個人等」という。)に対する激励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 第2条 この要綱において「全国大会等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 国際大会
 - (2) 国民体育大会
 - (3) 全国障害者スポーツ大会
 - (4) 全国高等学校総合体育大会
 - (5) 財団法人日本体育協会加盟競技団体が主催する日本選手権大会及び全国大会
 - (6) 東海大会
 - (7) 文化芸術基本法 (平成 13 年法律第 148 号) 第 8 条から第 12 条までに規定する文 化芸術のうち、県以上の予選又は選考等を経て出場する文化芸術部門の全国大会
 - (8) その他町長が特に認める大会

(交付対象)

- 第3条 激励金の交付対象者は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 町内に住所を有する者又は町内の事業所に勤務する者
 - (2) 町内に住所を有する者又は町内の事業所に勤務する者によって構成する団体
 - (3) 本町出身の者(1年以上本町に居住した者に限る。)
 - (4) その他町長が認めた者又は団体
- 2 前項において、第 1 号の規定に該当する者が第 2 号に規定する団体に所属する場合は、 第 2 号の規定を優先するものとする。

(適用除外)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、激励金を交付しない。
 - (1) 予選、記録会又は選考会を経ずに出場する場合
 - (2) オリンピック (パラリンピックを含む。) 又は国民体育大会 (全国障害者スポーツ大会を含む。) に採用されないスポーツ等の種目に出場する場合
 - (3) 政治団体、宗教団体、競技流派団体又はこれらに準ずる団体が主催する大会で参加 資格が当該団体に限定される場合
 - (4) 親善又は交流等を目的とする場合
 - (5) 書類や作品の審査のみによる参加の場合
 - (6) 副賞として賞金等が付与される場合
 - (7) その他町長が激励金の交付にふさわしくないと判断した場合

(激励金の額)

- 第5条 激励金の額は、別表のとおりとする。
- 2 同一の個人等に対する激励金の交付は、同一年度につき3回を限度とする。 (交付申請)
- 第6条 激励金の交付を受けようとする個人等は、全国大会等が開催される10日前まで に文化芸術及びスポーツ振興激励金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町 長に提出するものとする。
 - (1) 大会要領等
 - (2) 予選会及びそれに準ずる競技会等における競技成績表又は派遣依頼書等
 - (3) 大会参加申込書等の写し又は出場者名簿
 - (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

- 第7条 町長は前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、この要綱に 適合すると認めたときは、激励金の交付決定をするものとする。
- 2 申請者への激励金の交付決定通知は、激励金の交付をもってこれに代えるものとする。 (結果報告)
- 第8条 激励金の交付を受けた個人等は、全国大会等の終了後30日以内に町長に対し、 輪之内町文化芸術及びスポーツ競技全国大会等結果報告書(第2号様式)を提出しなければ ならない。

(交付決定の取消し)

- 第9条 町長は、激励金の交付決定又は激励金の交付を受けた個人等が次に掲げる事由に該当したときは、激励金の交付決定を取り消し、又は既に交付した激励金の返還を命ずることができるものとする。
 - (1) 不正な行為があったとき。
 - (2) 全国大会等に出場しなかったとき。
 - (3) その他本要綱の趣旨等に反すると町長が判断したとき。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度町長が定めるものとする。 附 則
- 1この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 輪之内町スポーツ競技全国大会等出場選手激励金取扱要領 (平成 23 年 10 月 17 日決裁) は、廃止する。

別表

	大 会 区 分	交 付 額	備考
	1 オリンピック	個人の場合は、1 人につき	アジア地域以上の大会であ
玉	2 パラリンピック	30,000 円とし、団体競技の場合	って、町長が世界規模の大会
際	3 世界選手権大会	は、1団体につき 150,000 円を	として適当と認める場合は、
大	4 その他日本オリンピック	限度とする。	左記の交付額の2分の1の額
会	委員会又は日本体育協会から		とする。
	派遣する大会		
	1 国民体育大会	個人の場合は、1 人につき	
	2 全国障害者スポーツ大会	10,000 円とし、団体競技の場合	
全	3 全国高等学校総合体育大会	は、1団体につき 100,000 円を	
	4 文部科学省、日本体育協	限度とする。	
国	会及び日本体育協会加盟競技		
	団体が主催する全国大会		
大			
会	1 財団法人、社団法人、新聞社	個人の場合は、1 人につき	選手の強化育成のため、日
	等が主催する全国規模の大会	5,000 円とし、団体競技の場合	本体育協会及び日本体育協会
	やコンクール	は、1団体につき 50,000円を限	加盟競技団体が行う研修会等
	2 上記に準ずる大会で町長	度とする。	に派遣又は招待された場合も
	が特に認めた大会		含む。
	1 日本体育協会及び日本体	個人の場合は、1 人につき	
東	育協会加盟競技団体、国県又は	3,000 円とし、団体競技の場合	
海	これらに準ずる機関、財団法	は、1団体につき30,000円を限	
大	人、社団法人、新聞社等が主催	度とする。	
会	する大会やコンクール		
	2 上記に準ずる大会で町長		
	が特に認めた大会		

備考

団体競技とは、競技ルールでチームとしてプレーする競技をいう(個人競技の団体戦は除く。)。

輪之内町文化芸術及びスポーツ振興激励金交付申請書

令和 年 月 日

輪之内町長 様

(申請者)

住所又は所在地 安八郡輪之内町

団体名

氏名又は代表者名

(EJ)

電話番号

輪之内町文化芸術及びスポーツ振興激励金交付要綱第6条の規定により、関係書類を 添えて次のとおり申請します。

大 会 の 名 称	
大会の目的及び内容	
参 加 種 目	
大 会 の 場 所	
大会の開催日 (予定)	

〈添付書類〉

- (1) 大会要領等
- (2) 予選会及びそれに準ずる競技会等における競技成績表又は派遣依頼書等
- (3) 大会参加申込書等の写し又は出場者名簿
- (4) その他町長が必要と認める書類
- ※これより下は記入しないでください。

交付日時	教育課	総務課	広報担当	Ş
交付金額				

受	付	印	

第2号様式(第8条関係)

輪之内町文化芸術及びスポーツ競技全国大会等結果報告書

令和 年 月 日

輪之内町長 様

(報告者) 住所又は所在地 団体名 氏名又は代表者名

EIJ

電話番号

輪之内町文化芸術及びスポーツ振興激励金交付要綱第8条の規定により、関係書類を 添えて次のとおり報告します。

大	会	T.)	名	称	
参	ţ	П	種	É	目	
大	会	T))	場	所	
競	技	等	\bigcirc	成	績	